

第 15 回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催

2 月 7 日 (土) 同志社大学寒梅館ハーディーホールにて、京都市との共催で第 15 回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催しました。「社会全体で被害者を支えるために」というテーマのもと、基調講演及びパネルディスカッションを行い、260 名もの方にお越しいただき盛況のうち、フォーラムを終える事が出来ました。

基調講演

被害者支援の現状と今後の課題

講演者

内閣府大臣官房審議官・犯罪被害者等施策推進室長

安田 貴彦 氏

講演要旨

< 犯罪被害者支援策のこれまでの経過 >

平成 16 年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、翌 17 年に第 1 次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。これに基づき、被害者参加制度や損害賠償命令制度の創設、犯罪被害給付制度の拡充等がなされました。犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、実施することは国の責務であると定めた基本法と第 1 次基本計画によって、犯罪被害者支援は、着実な推進が図られたと言えます。平成 23 年には、更に 5 年間の第 2 次基本計画が策定されました。

第 2 次基本計画では、「経済的な支援への取組」、「精神的・身体的被害の回復のための取組」、「刑事手続への関与拡充への取組」のそれぞれについて検討がなされました。そして、「判決確定後の加害者に関する情報提供拡充」、「配偶者等からの暴力の被害者に対する安全確保策の強化」について法律が整備されるなど、適切な施策へとつながっているところです。更に、第 2 次基本計画の 4 年目 (平成 26 年度) 以降の進捗としては、犯罪被害給付制度で原則不支給となっている親族間犯罪被害者への支給に関して要件が緩和されたことに加えて、カウンセリングの費用の公費負担や海外での犯罪被害者への経済的支援に関して、近く進展がみられる可能性もあるという状況です。



< 第 3 次犯罪被害者等基本計画に向けて >

犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者等のご要望をいかに満たすかを念頭におき、計画の検討に当たって、要望と意見の聴取を行いました。被害者団体、被害者支援団体等だけでなく、研究者、地方公共団体や被害者の施策にかかわる各機関や個人等からも広くご意見をいただきました。また、かつては欧米に比べて 20 年遅れていると言われていた日本の被害者支援も、犯罪被害者等基本法の制定から 10 年を経て、改めて各国との比較のため、海外状況等に係る有識者ヒアリングを行いました。更に、今年に入ってから専門委員会等会議での検討も本格化しています。今後の犯罪被害者等施策を考えるうえで、「被害者の安全・安心の確保」「潜在化しやすい被害者をどう支援するか」「民間の団体との協力をどのように進めていくか」「被害者支援の必要性を国民一般に知ってもらうには何ができるか」といったことが課題になると思います。



< これからの被害者支援 >

これまでの我が国の被害者支援は、主として被害者遺族の方々の活動、運動が原動力となり、多くの施策の進展に貢献してきました。今後もそのような声に真摯に耳を傾けることは当然ですが、一方で、児童虐待など自ら声を上げることが難しい被害者の問題にいかに取り組むのかを、これからの被害者支援を考える1つの視座として認識しておく必要があると思います。

< 皆様への期待 >

犯罪被害は他人事ではなく、自らの問題、地域の問題として受け止め、社会全体で被害者を支えていくことが被害者の立ち直りにつながることをご理解いただきたい。連帯共助の精神に満ちた社会の実現が、被害者支援のめざすところです。このような意義ある活動が更に発展することを心から願っています。

パネルディスカッション 子どもを被害者にしないために

コーディネーター：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事 石附 敦 氏
 パネリスト：弁護士、NPO 法人子どもセンターののさん理事長 安保 千秋 氏
 京都教育大学教職キャリア高度化センター教授 桶谷 守 氏
 (京都教育大学大学院教職実践研究科教授併任)
 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事 高松由美子 氏
 全国犯罪被害者の会(あすの会) 会員

パネルディスカッションでは、近年、子どもが被害者となる事件が後をたたないことを受け、「子どもを被害者にしないために」をテーマに、被害のことをどう表現していいのか分からない子ども本人の訴えに耳を傾けるにはどうしたらいいのか、少しでもできることを考えたいとの思いのもと、パネリストからはそれぞれの立場での経験を踏まえ、子どもたちを犯罪から守るための示唆に富んだ発言がなされました。

まず、高松さんは、高校1年生だったご子息が、少年たちの集団暴行にあい、9日後に亡くなった当時、遺された中学2年生、小学校5年生だったその兄弟に対するケアができていなかったのではないかと振り返られました。親以上に苦しい思いをしている当事者の兄弟姉妹に対する支援に関して、スクールカウンセラーはもちろんのこと、学業支援も大切と呼びかけられました。

次に安保さんからは、子どもの被害は、成長過程での被害であり、子どもの心身に様々な影響があり、例

えば、自傷や不安定さ、問題行動にもつながるなど、子どもの人生に大きな支障を生じさせるとの話がありました。また、大人からの被害だけでなく、最近では子どもが加害者という事例も多く、被害と加害が連鎖し、被害者の子どもが加害者となってしまうこともあるという点を示されました。

まずは、大人が子どもを一人の尊厳ある存在であることを再認識するところから始めるべきで、そのうえで、子どもが被害を話せる窓口があること、子どもがその窓口を知っていて、アクセスしやすいこと、さらに、子どもが話をした時に、適切な対応がとれること、といった課題を挙げられました。そして、子どもから被害事実を聞く技術やシステム、機関内の連携、支援の体制整備等の必要性を訴えられました。

引き続いて、桶谷さんからは、仲間外れにするといういじめから、仲間抱え込んでいじめるといった、いじめの内容が変化していることや、子どもたちの中で「ここまでは遊びでここからはいじめ」という境目がつけられず、いじめが透明化されており、加害と被害の子ども意識差が大きいとの指摘がありました。コミュニティスクールを核とした新たな共同体を作り、地域の連帯性を醸成することと、子どもたちに「何がいけないのか、どうすべきなのか」をしっかりと教えることが重要だと強調されました。

それぞれの立場からの発言を受け、コーディネーターは、保護者、学校、地域住民の大人たちが一体となって、希薄化が指摘される人と人との結びつきを強め、子どもたちが住みやすく、夢が見やすい社会を責任をもって構築していくことが、子どもたちを犯罪から守ることにつながると締めくくりました。





2014 年度全国被害者支援ネットワーク 質の向上研修下半期近畿ブロックに参加して

1月24日、25日、滋賀県大津市に於いておうみ犯罪被害者支援センター担当により開催されました。
当センターからは相談員2名が参加し、有意義な二日間を過ごしました。

振りかえると有意義な二日間の研修でした。字数の関係上、その全てをここで述べることは出来ませんが、その一端を記します。

まず初めに、改めて被害者支援は、被害者のためにあるということを認識しました。それが実感できたのは、被害者ご遺族のお言葉でした。「支援者の皆さんにお願いがあります。どうか書類作りなどのお手伝いをしてください。私には、支援者の皆さんが傍にいてくださるだけでもいいんです」何と支援者にとって心強いメッセージなんでしょう。

次いで、第三者の目で相談者や支援者を観察しなければならない。その大切さをロールプレイの観察者役から学ぶと同時に、良き支援者とは？を考える良い機会になりました。

(R. N)

5年前にお嬢さんとお孫さんを犯罪で亡くされ、残されたお孫さんを養子として育てられているご遺族からお話をお聴きしました。被害に遭うということは、これまでと異なった人生を歩まざるを得ず、それでも毎日を自らの努力で回復し、生活をしていかなければならないと訴えられ、「いつも支援センターの方がそばで見守り、寄り添っていただいたことが力になり、今日までこられた」とお聴きし、「一人ではない」、「いつでも支援者がそばにいる」と感じていただける支援が大切ということを再確認しました。

支援者が一堂に会し、ともに学ぶことにより、支援の輪が広がり、「全国どこにいてもいつでも」という目標につながっていくことを実感し、被害者の声なき声にも耳を傾けられる支援者に成長していきたいと思いました。

(S. S)

ボランティアの声

支援に思いを込めて

私たちは一人一人が大切な存在で尊い命であり家族の幸せを願い生活を守り暮らしています。そんな日常に突然、犯罪被害に遭遇された方の其れまでとは一変してしまった日々、受け入れがたい現実、初めて経験することの連続「自分の身にこんな事が起こるとは思わなかった…自分が自分でなくなる気がする」とまで言われるお気持ちはどれ程のものでしょう。

社会に対する、安全・安心感や人を信じる気持ちが大きく揺らぎ怒りと悲しみ、不安や孤独の中にある被害者の方の声に耳を傾け、信頼関係を築くよう努め、他機関と連携を取り情報を提供し、寄り添い、意思を尊重して希望される手助けをし、温かい感情を向ける事でご自身がその後を生きる力を取り戻して社会との繋がりを再構築されるつなぎになれるようにと願っています。

日頃センターではより多くの方々に犯罪被害について知ってもらえるように広報活動をし、ボランティアとしての質の向上を目指して研修を重ねています。その中で私も仲間の姿に勇気と力を貰いながら『すべては被害者の為に』という奉仕の精神を大切にして成長していけるよう努力したいと思います。

(E. U)

いつも感じる難しさ

「お前のところは、何するとこなんや？何もしてくれへんのか！」最後には怒鳴られて終わった電話。加害者に対し、「代理で交渉してくれへんか？」との依頼を断った時のことです。

私が電話相談に入って初期のころのもので、今でも記憶に残るものの1つです。確かに看板に「犯罪被害者支援」とあれば、そんな支援も当然ありとの思いもあって腹立たしかったのでしょう。

それはさておき、もし、このケースで顔を見ながらなら、もう少し別の展開があったのかも知れません。声だけという限られた情報の中で、予告なく与えられる非日常の相談。話す力と聴きとる力、そして適切な判断。いつまでたっても成長ということを実感できません。例えば、「どうされましたか？」、「大変な思いをされましたね」、「心配いりませんよ」との言葉1つとっても、自然に心を込めて発することの難しさをいつも感じています。

が、そんなこんなでも3年経ちました。結果はどうか分かりませんが、先の相談者に「そうか、こんな相談は無理なんやな。分った。おおきに。」と言って貰えれば、少しは成長を実感できるのですが…。

(K. N)



今年度の広報・街頭活動の取り組み

広報啓発活動は、犯罪被害者等への理解を深めるとともに、犯罪被害者等が相談するきっかけとなり支援に繋がることを目指し、当センターの事業のなかでも大きなウエイトを占めている。活動をより効果的なものにするため、京都府、京都市、京都府警察等と連携、協力して活動を続けて今日に至っている。平成26年度の主な取り組みは以下のとおりである。

<は一とめーるの発行>

当センター会報紙「は一とめーる」を年3回発行し、当センター正・賛助会員に配布している。第41号は、「全国どこにいてもいつでも受けられる支援を目指して」と題して、全国被害者支援ネットワーク理事長であり京都犯罪被害者支援センター副理事長の平井紀夫氏の講話を記事とした。第42号では、犯罪被害者週間イベント～犯罪被害者の支援について～「遺族の声を聴く・ハンドベル演奏」を11月15日、同志社女子大学栄光館にて開催した内容を掲載した。

<フォーラムの開催>

第15回犯罪被害者支援京都フォーラムを2月7日同志社大学寒梅館ハーディーホールにて開催した。

(内容については、本号1～2ページに掲載) また、会場では同時にパネル展示も行った。



<街頭広報活動>

京都府警察音楽隊ふれあいコンサート会場、四条河原町交差点周辺及び地下街(ゼスト御池)で、ちらし、ティッシュ、メモ帳等を手渡しする広報活動を毎月行ってきた。また、京都府全域の大手コンビニエンスストア約600店のトイレに当センターのポスターを掲示してもらった。

<講師派遣等>

なら犯罪被害者支援センター養成講座、京丹後市、立命館大学、福知山犯罪被害者支援連絡協議会総会、宇治・久御山犯罪被害者支援連絡協議会総会、亀岡市生活安全推進協議会、京都産業大学、京都拘置所、京都家庭裁判所、京都医療少年院 等

ホームページを リニューアルしました



近年の携帯端末の普及に伴い、当センターのホームページを見てから、相談電話をかけてこられる方が増えてきました。今までのホームページはパソコンにしか対応していなかったり、わかりやすい情報の提供が出来ていなかったり等、閲覧してくださる方にとって利用しにくいものでした。

新しいホームページは、被害に遭われた方がホームページを見て少しでも安心できるように、優しい雰囲気のイラストを使用し、被害に関わる様々な情報を掲載しましたので、ご覧ください。

URL <http://kvsc.kyoto.jp/>

犯罪被害者週間イベント

「少年犯罪を考える集い」

精華町で開催

平成 26 年 12 月 7 日、精華町役場、木津警察署、当センターの三者が企画し、精華町役場「精華町交流ホール」で、犯罪被害者週間イベント「少年犯罪を考える集い」を開催した。木津警察署の岡和宏さん、ご遺族一井彩子さんのお二人にご講演をしていただいた。

お一人目の岡さんからは、以前、京都府警察本部犯罪被害者支援室で勤務され、現在、木津警察署生活安全課長として少年非行などの捜査を担当されている立場から、「相楽地域における少年非行の現状と課題」と題してご講演いただいた。まず、少年人口 1000 人あたりの検挙・補導比率や再犯率が高いこと、低年齢化といった京都府の少年非行の特徴を挙げられた。それに対し、京都府警察では、「少年非行防止総合対策本部」の設置、「少年非行防止対策教室」の開催、「学校・警察連絡制度」の新設、「少年補導強化デー」の設定等により、地域社会と一体となって、非行防止と健全育成に取り組まれていることについて説明があった。



次に、一井さんからは、「命の大切さ～子どもたちをこれ以上被害者にも加害者にもしないために～」と題してご講演いただいた。隣の校区の中学生と卒業生からの暴行により中学 3 年生のご子息を亡くされた事件をお話いただいたことは、「命の大切さ」を強く心に感じ入ることとなった。そして、「子どもたちに人を大切に作る心が育ったら社会は変わる」、そのために、子どもたちに「人に対して思いやりをもつこと」、「相手の立場に立って物事を考えること」「人の痛みがわかること」を伝えていくことが大事との思いを胸に刻んだ。

参加者からは、ご遺族の話が聞けて良かったと言う声を多くいただいた。

犯罪被害者支援で京田辺市と協定

平成 26 年 12 月 11 日、京田辺市役所において、石井朋三京田辺市長と大谷實京都犯罪被害者支援センター代表理事は、犯罪被害者の支援に協力・連携して取り組むことを内容とする「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」に署名・調印した。協定書締結は、八幡市（平成 26 年 1 月）に続くものである。

協定には、連携協力して犯罪被害者等支援のための各種施策、啓発活動等に積極的に協力することや当センターの支援援助の促進を図るため財政的援助をおこなう等の内容が盛り込まれている。協定により、市と



センターが連絡を取り合うことで、さらに、被害者に対し、必要な行政手続きや適切な心理ケアをスムーズにおこなうことができるようになった。

ボランティア

17 期生を迎えて…

今年度はどのような方が、ご応募いただけるかと期待をしつつ、募集期間を長くし街頭活動などで募集についての広報活動に力を入れてみました。結果

は男性 2 名、女性 8 名の合計 10 名のご応募があり、当センターの養成講座を受けていただきました。募集期間を長くしたことに伴い研修期間は、1 月 15 日から 2 月 21 日までとなりました。

17 期生となる皆さんは研修後の面談を経て約 1 年数か月の間、様々な研修を重ね、電話相談員の認定を目指していただきます。



本の紹介

「スクールセクハラ」

幻冬舎・池谷孝司著・255 ページ・四六判・
本体 1400 円 + 税



学校で起きる性被害「スクールセクハラ」。教育問題や犯罪について取材を続ける記者が、教師による教え子に対する卑劣なわいせつ犯罪の一端を明らかにし、背景にある問題点に鋭くメスを入れた。2012 年度にわいせつ

行為で懲戒免職になった公立小中学校の教師は 119 人。「はじめに」では、その被害者は教え子が半数を占めるという衝撃的な事実を記す。

続く五つの章では、被害者や加害者への取材をもとに事例などを紹介。試験問題の内容や内申書などを口実に教え子に近寄った教師。部活動での熱心な「指導」を隠れ蓑にして、のらりくらりと言い逃れした教師。信頼されているはずでありながら、その立場を悪用した教師たちの犯罪を、筆者は「権力犯罪」とも表現する。そして、勇気を出して訴え出ても「警察ではないから」と逃げ続けた教育委員会。声を上げたくてもできなかった被害者の悔しさ、痛切な思いが伝わる。(さ)

ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～

ホンデリングとは、不要になった本を株式会社バリューブックスに売り渡していただき、その買取相当額を認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体にご寄付いただくものです。あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして苦しんでいる方たちへの支援活動に活用されます。

当センターは、ホンデリングによるご寄付を募集しております。犯罪被害に遭われた方が安心した生活を取り戻せるように、皆様の力をお貸しください。

★当センターにご寄付いただける方は…

当センターホームページより申込書をプリントアウトし、必要事項を記入の上、本と一緒に段ボールや紙袋に同封
(申込書は事務局にもあります)

(株)バリューブックス
(0120-826-295)に
電話し、引き取り依頼
(5冊から送料無料)

活動費用へ



平成 26 年のホンデリングによる寄付金額 20,635 円

犯罪被害者支援活動を支援する自動販売機設置のお願い

舞鶴市内に新たに 2 台の自動販売機を設置していただきました。

支援の輪を広げるため、支援自動販売機の設置をしてくださる方（個人・団体）を募っています。ぜひとも、ご協力をお願いします。

京都犯罪被害者支援センターの活動を支える資金

- 犯罪被害者等への支援
- 広報啓発活動
- 相談員の養成及び研修
- 調査研修活動
- 自助組織への支援

売上金の一部



ご支援をいただいている設置者

大森神社奉賛会、株式会社霞月、株式会社サギタリウス企画（京都産業大学内）、株式会社藤田産業、株式会社ミラノ工務店、樋口鉱泉株式会社、プリチストンタイヤ北京都販売株式会社、吉忠株式会社、吉村建設工業株式会社

府内の設置状況（平成 27 年 2 月末現在 18 ヶ所 20 台）

京都府警察**職場募金による
ご寄付をいただきました**

京都府警察の取組みとして、犯罪被害者支援活動等に関する広報強化月間があると伺い、その中で当センターに対する募金をお願いしたところ、職場募金として実施していただけることになりました。

平成26年11月1日から12月1日の間、京都府警察本部及び府内25警察署で募金をしていただき、同時に当センター会員募集にもご協力をいただきました。募金箱は、白いボール紙を組み立て、イラストなどを貼り付けた当センターオリジナルの“手作り”です。

この募金によるご寄付に対し、当センター理事長から京都府警察本部長に感謝状を贈呈しました。

**温かいご支援ありがとうございます**

<平成26年11月1日～平成27年2月28日>

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。
(順不同・敬称略)

会費納入者**【正会員】**

15名

【個人賛助会員】

51名

【団体賛助会員】

2団体

【法人賛助会員】

2法人

寄付者**【個人】**

3名

【団体】

4団体

【ホンデリング】

13名 1団体

【自動販売機】

9法人



センター活動報告 (平成26年11月1日～平成27年2月28日)

研 修	月例研修会 (11/8、12/6、1/10、2/14)	会 議	下京犯罪被害者支援連絡協議会総会にて講演 (11/27)
	北部月例研修会 (11/12、12/10、1/27、2/24)		京都産業大学にて講演 (12/22)
広 報	16期生期別研修会 (11/20)	その他	京都市生活安全施策懇話会 (11/7)
	事前研修会 (1/15、1/22、1/28、2/3、2/13、2/21)		運営委員会 (11/13、12/19、1/14、2/12)
講 師 派 遣	全国被害者支援ネットワーク質の向上研修下半期近畿ブロック (1/24～25)		理事会 (11/19、1/21、2/17)
	ホームページ更新 (11/1、11/22、12/13)		いのちを考える教室打合せ (12/16、2/18)
	京都ヒューマンフェスタ2014・生命のメッセージ展 (11/3)		性被害者ワンストップ相談支援に対する検討準備にかかる検討会 (1/6、2/27)
	街頭啓発活動 (11/9、11/16、11/18、11/27、1/24、1/28、1/31、2/25)		交通事故被害者支援研究分科会 (1/30)
	犯罪被害者週間イベント「犯罪被害者の支援について」(11/15)		近畿ブロック事務局長会議 (2/16)
	犯罪被害者週間啓発パネル展 (11/17～12/1)		少年被害者支援研究分科会 (2/17)
	京都市PTAフェスティバル (12/6)		性犯罪被害者対策研究分科会 (2/18)
	犯罪被害者週間イベント「少年犯罪を考える集い」(12/7)		DV被害者支援シンポジウム (11/6)
	会報紙編集会議 (1/14)		岡山県立岡山操山中学生来局 (11/13)
	第15回犯罪被害者支援京都フォーラム (2/7)		会計コンサルティング (11/14、1/7、2/17)
	京都拘置所にて講話 (11/5、11/19、12/4、12/18、1/19、2/2)		京都府警本部犯罪被害者支援室員とボランティア相談員との意見交換会 (11/17)
	京都家庭裁判所にて講話 (11/6、12/4、1/8、2/5)		日本財団監査 (12/2)
	京都弁護士会司法修習生研修講師 (11/6)		事前研修前の面接 (12/4、12/11、12/12、12/16、12/17、12/24、12/25、12/26)
	なら犯罪被害者支援センター養成講座講師 (11/7)		京都市生涯学習市民フォーラム (12/9)
	宇治・久御山犯罪被害者支援連絡協議会総会にて講演 (11/13)		京田辺市との犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定 (12/11)
	綾部犯罪被害者支援連絡協議会総会にて講演 (11/21)		京都府議会警察常任委員会出席 (1/14)
	上智大学グリーンケア研究所にて講話 (11/26)		いのちを考える教室 (洛星高等学校) (2/4)
			手記集『ともしび』発行 (2/5)

センター訪問・見学

将来を担う若い人達のセンター訪問がありました。

10月24日 当センター理事である同志社大学法学部の川本哲郎教授のゼミから学生22名が授業の一環として訪問され、事務局長からセンターの概要と支援についての説明を受け電話相談室を見学されました。実際に支援する立場の話は初めて聞く方ばかりでした。

11月13日 岡山県立操山中学校の2年生(男女各2名)が、総合的学習「未来航路プロジェクト」において「日本を知ろう」というテーマのもと京都を訪れ、目的別自主研修の一環として犯罪被害者支援に関心を持つ女子生徒とその仲間が訪問されました。予め、質問事項をいただいており、それに答える形で当センターの支援について事務局長が説明をしました。

◆会員になってください◆

正会員	年会費 5,000 円
賛助会員	個人会員年会費 1 □ 3,000 円
	法人以外の団体年会費 1 □ 3,000 円
	法人会員年会費 1 □ 30,000 円

◆ご寄付をお願いします◆

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

振込先

振込口座：京都銀行 府庁前支店(普通) 3939038
口座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
代表理事 大谷 貴(オオヤミノル)

郵便振替口座番号：00980-0-128119

加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。

編集後記

寒い冬の間、土の中で生き続けていた小さな春が自らの力で芽吹き始めています。

支援を必要とされる方の心の中には生き続けている「力」があります。ご自身がこの「力」に気づかれた時、春の芽吹きのように「歩いていく力」となるのではないのでしょうか。

それぞれの春の芽吹きの時まで、支援者としてそっと寄り添っていきたいと思います。

ホームページもご覧ください
<http://kvsc.kyoto.jp/>

発行者 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
大谷 貴
事務局 TEL & FAX 075-415-3008
E-mail kvsc@kvsc.kyoto.jp
印刷 為国印刷株式会社

お 願 い：住所変更された方は、お手数ですが事務局までご一報下さいますようお願い致します。